

函館市特定歴史公文書等の保存，利用および廃棄に関する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第8号

函館市特定歴史公文書等の保存，利用および廃棄に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は，函館市公文書等管理条例（令和7年函館市条例第59号。以下「条例」という。）第11条第4項，第13条，第14条第1項から第3項まで，第15条および第25条第1項の規定に基づき，市長が保存する特定歴史公文書等の保存，利用および廃棄に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(寄贈または寄託)

第3条 市長は，法人等（条例第2条第4号イに規定する法人等をいう。）または個人から特定の文書を寄贈し，または寄託する旨の申出があった場合，当該文書が歴史公文書等に該当すると判断するときは，当該文書を受け入れることができる。

2 市長は，前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について，寄贈または寄託をした者の希望に応じ，利用の制限を行う範囲および期間を定めるものとする。

(目録の作成および公表)

第4条 条例第11条第4項の必要な事項は，次に掲げる事項（条例第12条第1項第1号アからウまでに掲げる情報または同項第2号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。

(1) 分類

- (2) 名称
- (3) 移管または寄贈もしくは寄託をした者の名称または氏名
- (4) 移管または寄贈もしくは寄託を受けた時期
- (5) 保存場所
- (6) 媒体の種別
- (7) 識別を容易にするために必要な番号等（次条第1項第2号において「識別番号」という。）
- (8) 利用の制限に関する事項
- (9) その他適切な保存および利用に資する情報

2 市長は、条例第11条第4項の目録について、総務部文書法制課に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（利用請求の手続）

第5条 利用請求をしようとする者は、市長に対して、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式の請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号および目録に記載された名称
- (3) 利用の方法
- (4) 写しの交付の方法

2 市長は、別記第1号様式の請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（部分利用）

第6条 条例第12条第3項の規定により同条第1項第1号アからウまでに掲げる情報または同項第2号の条件に係る情報（以下これらをこの条において「利用制限情報」という。）が記録されている部分を区

分して除くときは、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の種類に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書または図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法または利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法

(2) 電磁的記録 当該記録の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を消除する方法

(本人であることを示す書類)

第7条 条例第13条の利用請求をする者は、市長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、または提出しなければならない。

(1) 利用請求をする者の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類

2 前項各号に掲げる書類を市長に送付して条例第13条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものおよびその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして市長が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を市長に提出すれば足りる。

(利用請求に対する決定)

第8条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部または一部を利用させるときは、その旨の決定をし、特定歴史公文書等の全部を利用させることと決定したときは別記第2号様式の通知書により、特定歴史公文書等の一部を利用させることと決定したときは別記第3号様式の通知書により、利用請求者に対し、その旨ならびに利用させる日時および場所を通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、別記第4号様式の通知書により、利用請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第9条 前条第1項および第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市長は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に利用決定等を行うことができないときは、利用決定等をすべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して14日を限度として延長することができる。この場合において、市長は、速やかに、別記第5号様式の通知書により、利用請求者に対し、延長後の期間および延長の理由を通知しなければならない。

3 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日の翌日から起算して28日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等を行い、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等を行えば足りる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、別記第6号様式の通知書により、利用請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限
(条例第14条第1項の規則で定める事項等)

第10条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

2 条例第14条第1項の規定による通知は、別記第7号様式の意見照会書によるものとする。

3 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

4 条例第14条第2項の書面は、別記第7号様式の意見照会書によるものとする。

5 条例第14条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第8条第2項の規定による意見の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第14条第3項の書面は、別記第8号様式の意見照会書によるものとする。

7 条例第14条第4項の書面は、別記第9号様式の通知書によるものとする。

(特定歴史公文書等の閲覧の中止または禁止)

第11条 市長は、特定歴史公文書等の閲覧をする者が当該特定歴史公文書等を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認めるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧を中止させ、または禁止することができる。

(電磁的記録の利用の方法)

第12条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（利用をさせる者の閲覧または視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(写しの交付部数)

第13条 特定歴史公文書等の写しの交付部数は、利用請求1件につき1部とする。

(費用の納入)

第14条 条例第16条ただし書の特定歴史公文書等の写しの作成および送付に要する費用は、前納とする。

(諮問をした旨の通知書)

第15条 条例第19条の規定による通知は、別記第10号様式の通知書によるものとする。

(裁決に基づく利用に係る通知書)

第16条 条例第20条において準用する条例第14条第4項の規定による通知は、条例第20条第2号に該当する場合のものについては、別記第11号様式の通知書によるものとする。

(移管元実施機関による利用)

第17条 特定歴史公文書等を移管した実施機関は、条例第22条の規定の適用を受けようとするときは、市長に対し、別記第12号様式の請求書を提出しなければならない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第18条 市長は、条例第23条の規定に基づき特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(保存および利用の状況の公表)

第19条 条例第24条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示し、または広報紙に掲載して行うものとする。

- (1) 保存の状況
- (2) 移管等受入れの状況
- (3) 利用請求および処理の状況
- (4) 利用決定等の状況
- (5) 利用の状況
- (6) 審査請求の状況
- (7) 訴訟の状況
- (8) 利用の促進の状況
- (9) 特定歴史公文書等の廃棄の状況
- (10) その他必要と認める事項

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、みなし特定歴史公文書等（条例附則第6項の規定により特定歴史公文書等とみなされる施行日前公文書（条例附則第4項に規定する施行日前公文書をいう。）および条例附則第7項の規定により特定歴史公文書等とみなされる市長が別に定める文書をいう。）について、第4条第1項各号に掲げる事項を条例第11条第4項の目録に記載することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。

3 前項の規定に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

別記第1号様式（第5条関係）

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

函館市長 様

郵便番号
住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所または事業所の所在地）
請求者 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名）
電話 — —

函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号	
利用請求に係る特定歴史公文書等の目録に記載された名称	
利用の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
写しの交付の方法	(1) 窓口での交付 (2) 郵送による交付
備考	

- 注 1 利用の方法欄および写しの交付の方法欄は、希望する項目の番号を○で囲んでください。
- 2 代理人が申請する場合は、代理権を有することを証する書類を添付してください。

別記第2号様式（第8条関係）

特定歴史公文書等利用決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった特定歴史公文書等の利用の請求については、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供することと決定したので、函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第8条第1項の規定により通知します。

特定歴史公文書等の 識別番号	
特定歴史公文書等の 名称	
利用に供する日時お よび場所	年 月 日 時から 時まで 場所 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話 等で御連絡ください。
問 合 せ 先	
備 考	

注 特定歴史公文書等の閲覧または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別記第3号様式（第8条関係）

特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった特定歴史公文書等の利用の請求については、次のとおり特定歴史公文書等の一部を利用に供することと決定したので、函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第8条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

特定歴史公文書等の 識別番号		
特定歴史公文書等の 名称		
利用に供する日時お よび場所	<p style="text-align: center;">年 月 日 時から 時まで</p> <p>場所</p> <p>なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話 等で御連絡ください。</p>	
利用制限を行う部分 の内容および理由	内 容	
	理 由	函館市公文書等管理条例第12条第1項第 号に 該当
問 合 せ 先		
備 考		

注 特定歴史公文書等の閲覧または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別記第4号様式（第8条関係）

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった特定歴史公文書等の利用の請求については、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供しないことと決定したので、函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第8条第2項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

特定歴史公文書等の 識別番号	
特定歴史公文書等の 名称	
利用制限を行う理由	函館市公文書等管理条例第12条第1項第 号に該当
問 合 せ 先	
備 考	

別記第5号様式（第9条関係）

特定歴史公文書等利用請求決定期間延長通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった特定歴史公文書等の利用の請求については、次のとおり決定の期間を延長したので、函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

特定歴史公文書等の 識別番号	
特定歴史公文書等の 名称	
決定の期間の満了日	年 月 日
決定の期間の延長の 理由	
延長後の決定の期限	年 月 日
問 合 せ 先	
備 考	

別記第6号様式（第9条関係）

特定歴史公文書等利用請求決定期限特例適用通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった特定歴史公文書等の利用の請求については、次のとおり函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第9条第3項の規定を適用することとしたので、同項の規定により通知します。

特定歴史公文書等の 識別番号	
特定歴史公文書等の 名称	
函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第9条第1項の規定による決定の期間の満了日	年 月 日
利用請求に係る特定歴史公文書等のうち相当の部分につき決定をする期間および部分	年 月 日から 年 月 日まで
残りの特定歴史公文書等について決定をする期限	年 月 日
函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則第9条第3項を適用する理由	
問 合 せ 先	
備 考	

別記第7号様式（第10条関係）

意見照会書

年 月 日

様

函館市長

印

次の特定歴史公文書等について利用の請求があったので、函館市公文書等管理条例第14条第1項の規定に基づき意見を求めます。

御意見がありましたら、意見書を提出してお示してください。

利用請求の年月日	年 月 日
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由	
利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
問合せおよび意見書提出先	
備 考	

注 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由欄は、函館市公文書等管理条例第14条第2項の規定に基づき意見を求める場合に記載しています。

別記第8号様式（第10条関係）

実施機関意見照会書

年 月 日

様

函館市長

印

次の特定歴史公文書等について利用の請求があったので、函館市公文書等管理条例第14条第3項の規定に基づき意見を求めます。

御意見がありましたら、意見書を提出してお示してください。

利用請求の年月日	年 月 日
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由	
函館市公文書等管理条例第12条第1項第1号ア（函館市情報公開条例第7条第4号に掲げる情報に係る部分に限る。）に該当するものとして利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている意見の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書提出先	
備 考	

別記第9号様式（第10条関係）

特定歴史公文書等の利用決定に係る通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けの利用に供することに反対する旨の意見書が提出された特定歴史公文書等の利用の請求については、次のとおり利用に供することと決定したので、函館市公文書等管理条例第14条第4項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

利用請求に係る特定 歴史公文書等の名称	
利用決定をした理由	
特定歴史公文書等を 利用に供する日	年 月 日
問 合 せ 先	
備 考	

別記第10号様式（第15条関係）

公文書管理委員会諮問通知書

年 月 日

様

函館市長

印

次の審査請求については、函館市公文書管理委員会に諮問したので、函館市公文書等管理条例第19条の規定により通知します。

審査請求がされた年月日	年 月 日
特定歴史公文書等の名称	
審査請求の対象となった決定（不作為）	決定（利用請求）年月日 年 月 日
	決定（不作為）の内容
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
問合せ先	
備考	

別記第11号様式（第16条関係）

特定歴史公文書等の利用の裁決に係る通知書

年 月 日

様

函館市長

印

利用に供することに反対の意思表示があった特定歴史公文書等の利用の請求については、審査請求に係る利用制限の決定を変更し、利用に供することと裁決したので、函館市公文書等管理条例第20条において準用する同条例第14条第4項の規定により通知します。

特定歴史公文書等の 名称	
利用に供する裁決を した理由	
特定歴史公文書等を 利用に供する日	年 月 日
問 合 せ 先	
備 考	

別記第12号様式（第17条関係）

移管元実施機関特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

函館市長 様

請求者

函館市特定歴史公文書等の保存，利用および廃棄に関する規則第17条の規定により，次のとおり請求します。

利用請求に係る特定 歴史公文書等の識別 番号	
利用請求に係る特定 歴史公文書等の目録 に記載された名称	
利 用 の 方 法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
写しの交付の方法	(1) 窓口での交付 (2) 郵送による交付
請 求 の 理 由	
備 考	

注 利用の方法欄および写しの交付の方法欄は，希望する項目の番号を○で囲んでください。